

令和4年度
農地等利用最適化推進施策に関する
意見書

北竜町農業委員会

平素から北竜町農業委員会の活動に対しましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者・新規就農者の不足、鹿・アライグマ等の有害鳥獣の増加による農業被害の増大など、厳しさを増しております。

また、昨年に引き続き「新型コロナウイルス」による影響により、本町の主要農産物である米の価格の下落が生じております。これは外食産業の売上減、休校措置による学校給食の停止等の経済活動全体の冷え込みにより、全国的な米余りが生じたのが主な原因であり、農業者に大きな影響を与えております。

本町の主要産業である農業を将来に亘って維持していくためには、農業者が安定した経営を送るための支援を行うとともに、町と農業関係者が一体となり、地域の農業を守るための取組を行う必要があります。

さて、本農業委員会は、農地法等の規程に基づく許認可業務をはじめ、「担い手への農地利用の集積」や「遊休農地の発生防止」に重点を置き、農地利用の最適化を推進しています。

こうした活動を基に、北竜町と本農業委員会は、将来を見据えた取組みを互いに協力しながら実行していくことが重要であると考えます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、次の項目について意見書を提出します。

令和3年11月 4日

北竜町長 佐野 豊 様

北竜町農業委員会

会長 水谷 茂 樹

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

①本町の担い手への農地の集積については、非常に高い状態ではあるが、今後についても、この状態を維持していくために、「人・農地プラン」に基づいた集約化を促進すること。

②後継者のいない農家の離農により、農地の出し手の増加が見込まれることから、地域の農地の受け手としての法人の設立が望まれるため、法人化への協力体制の強化や助成について検討すること。

2 遊休農地の発生防止について

①遊休農地になり得る可能性が高い条件不利農地について、町と農業委員会が共に協議し、その対策について議論すること。

②遊休農地の発生防止に向け、農地パトロールや現地調査などの現場活動を効率的に実施するため、タブレット等の導入に向けた予算措置を講ずること。

3 担い手の確保・育成支援について

- ①ひまわりバンク等、次世代を担う後継者が農業への魅力や関心を持ち安心して就農できる支援策を継続すること。
- ②新規就農者の参入促進のため、これまでの支援を継続するとともに、住環境の整備や、更なる確保対策を検討すること。
- ③新規就農者の確保に向け、これまで参加してきた農業人フェア等、新規就農を目指す方への PR の場に継続して参加すること。
- ④農業研修用の施設の充実のため、きたそらち農業協同組合と協力し農業研修用の試験圃場の運営等を検討すること。
- ⑤農家戸数の減少から将来の農業の担い手不足が予測されるため、海外からの労働力の受入等に対する支援を検討すること。
- ⑥農業次世代人材投資事業について、令和4年度より事業の見直しが表示され、自治体の負担が生じることが想定されているが、これまで同様新規就農者の確保に向けた予算措置を講ずること。

4 その他

①「新型コロナウイルス」の影響等によって米余りや米価の下落が起こり、町の基幹作物である米を生産する農家に大きな影響が予想されるため、きたそらち農業協同組合と協力し、米やその他農作物の販路拡大により一層重点的に取り組むこと。

②人口減少や高齢化により、農作業における人手不足が課題となっているため、経営移譲を行った農業経営者の活用等、人手不足の解消に向けた取組について検討すること。

③近年出没が増加しているアライグマ等の有害鳥獣による農作物への被害防止に向けた更なる取組の強化を行うとともに、若いハンターの育成のため、猟銃・狩猟免許取得の助成を拡充や、猟友会とも連携し、新たな支援策の発案を講ずること。

④農業委員には農地の権利移動の許認可業務等に関わらず、地域の農業・農村の声を代表する組織としての役目があることから、様々な知識を身につける必要があり、そのための研修等を実施するための必要な予算措置を講ずること。